

令和5年 第1回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和5年1月25日 午後6時30分			
開会日時	令和5年1月25日 午後6時30分			
閉会日時	令和5年1月25日 午後7時25分			
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出席	教育部長 山中 昇 主幹兼大井中央公民館長 内田 徳子
	2	茂井万里絵	出席	教育総務課長 工藤 淳 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎 直成
	3	西山 幸吉	出席	学校教育課長 石川 聖徳 主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高 修一
	4	吉野 榮	出席	学校給食課長 桑子 恵美
			社会教育課長 永倉 秀雄	
書記	教育総務課副課長 山崎 純	傍聴人数	0人	

会 議 概 要

議 事 等

第1号議案 令和5年度当初小・中学校教職員人事の内申について（承認）

報告事項 ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正することについて（承認）

(18時30分)	<p>○開会の宣告</p> <p>ただ今から、令和5年第1回定例教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>○会議録の承認</p> <p>まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。後ほど、委員の皆様のお署名をお願いいたします。</p>
教育長	
教育長	
各委員	
教育長	
各委員	
教育長	

<p>教育長</p>	<p>○教育長からの報告</p> <p>それでは、報告させていただきます。</p> <p>(教育長からの報告)</p>
<p>教育長</p>	<p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(確認事項なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案1件、報告事項1件です。</p>
<p>教育長</p> <p>教育部長</p>	<p>○提案理由の説明</p> <p>教育部長から議案1件の提案理由をお願いします。</p> <p>(提案理由の説明)</p>
<p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>○非公開の確認及び審議順序の変更</p> <p>ここでお諮りします。本日、決定していただきます第1号議案会「令和5年度当初小・中学校教職員人事の内申について」は、人事案件のため非公開として最後に御決定いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>それでは、そのように決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務長</p>	<p>○報告事項(件数番号2)</p> <p>それでは、報告事項「専決処分に関する報告(ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正することについて)」を、教育総務課長から報告をお願いします。</p> <p>ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正することについて御説明いたします。</p> <p>今回の改正理由でございますが、令和3年6月4日に「国家公務員法等の一部を改正する法律」と同時に、定年年齢を段階的に引き上げること等を内容とする「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)」が成立し、交付されました。これ踏まえまして、本市にお</p>

いても「ふじみ野市職員の定年等に関する条例等」の一部が改正されました。この改正に伴い、「ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程」の一部文言等を修正する必要が生じたため改正したものでございます。

始めに地方公務員法の一部改正の概要を御説明します。資料を御覧ください。まず定年年齢の引上げです。国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳までに引き上げられます。令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に完成となり定年年齢が65歳となります。その他、法律の主な改正内容は3点です。

1点目は、役職定年制の導入です。定年年齢は65歳までとなりますが、管理監督職の上限年齢は60歳までとなります。61歳からは、係長級に降任となります。

2点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入です。60歳に達した日以後に定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に再任用することができる制度です。

3点目は、情報提供・意思確認制度の新設です。任命権者は、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるというものです。

その他としまして、給与に関する措置として、60歳を超える職員の給与月額、当分の間、60歳到達時に適用されていた給料月額の7割の水準に設定されます。また、定年年齢の引上げが完成する令和13年度までは、暫定再任用として現行の再任用制度と同様の制度が措置されます。例えば、定年が62歳の時には、65歳までの3年間は暫定再任用職員として勤務できるというものです。

このような地方公務員法の一部改正を踏まえ、本市においても同様に「ふじみ野市職員の定年等に関する条例等」の一部が改正されましたので、ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正しました。改正部分につきましては、3ページの「ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程新旧対照表」を御覧ください。現行の下線部分「教育委員会職員（常時勤務する職員、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員）」を「教育委員会の一一般職の職員」に改正したものでございます。

教育長	説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。 ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたら お願いします。
富田教育長職務代理者	今回はふじみ野市職員一般職についての改正であります。この法律 改正は教員にも適用されるということでしょうか。
教育長	これについては、学校教育課長から答弁をお願いします。
学校教育課長	同様の取扱いとなります。
教育長	他にございますでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	御質問がないようですので、報告の内容のとおり承認してよろしいで しょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、公開とする報告事項等の審議を終了いたします。
	○各課からの報告
教育長	この後は非公開の審議になりますので、別件で報告をしておくべき事 項がありましたらお願いします。 (各課長：報告)
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 次回は、令和5年2月22日(水)午後6時30分から、会場は市役所 本庁舎3階A301会議室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いた すが、いかがでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とし ます。 それでは、ここからは非公開となりますので、教育部長及び学校教育 課長以外の職員は退席をお願いいたします。

<p>教育長</p>	<p>○第1号議案（件数番号1）</p> <p>それでは、ここからは非公開とします。</p> <p style="text-align: center;">非公開</p>
<p>教育長</p>	<p>○非公開の解除</p> <p>ここで非公開を解除し、改めて第1号議案「令和5年度当初小・中学校教職員人事の内申について」は、原案のとおり決定いたしましたことを御報告いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、令和5年第1回定例教育委員会会議を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
<p>(19時25分)</p>	